

## 役員に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本産科麻酔学会（以下当法人という）の定款第30条に基づき、当法人の役員に関する必要な事項を定める。

### (理事長)

第2条 当法人の定款第27条に規定する理事長の選定については、理事会の決議により定める。

### (副理事長)

第3条 副理事長の選出については次のとおりとする。

1. 副理事長は理事の中から理事長により推薦され、理事会の承認を受け理事長が委嘱する。
2. 副理事長は、理事長と異なる診療領域の理事から選出することとする。

### (理事の選出)

第4条 当法人の定款第25条に規定する理事の選任について、理事会での推薦の方法は次のとおりとする。

1. 理事を選出する社員総会の3カ月前までに、社員1名より推薦され、立候補すること。
2. 立候補する者は、立候補時点で当法人の社員であること。
3. 診療領域ごとに、定員を超えた立候補がある場合は、社員による選挙を行い、理事会の推薦候補者を決定する。
4. 理事の再任を希望する場合も、第1項と同様に立候補することとする。

### (理事の定員)

第5条 理事の定員は、診療領域ごとに次のとおりとする。

1. 産科領域5名以内
2. 麻酔科領域5名以内
3. その他領域1名以内

### (監事)

第6条 当法人の定款第25条に規定する監事の選任については、次のとおりとする。

1. 会員又は会員以外の中から、選出され、社員総会の決議によって選任される。
2. 監事に就任したものは、監事就任と同時に当法人内の他の役職を退任するものとする。

### (職務)

第7条 役員職務は次の各号とする。

1. 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括し、理事会、社員総会を総理し、会務を執行する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故等により不在時は、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、理事長を補佐し、職務を執行する。
4. 監事は、理事の職務の執行の監査および計算書類、財産・業務状況の監査をする。

(定年)

第 8 条 理事選出年齢は、65 歳未満とするが、任期中これを超えることができるものとする。

(選挙)

第 9 条 上記第 4 条第 3 項に該当する場合は、社員による選挙を行う。

1. 選挙権は、立候補締切日時点の社員が有するものとする。
2. 理事長は、次期理事に立候補を予定していない、産科領域、麻酔科領域の社員をそれぞれ 1 名ずつ、2 名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせるものとする。該当のものがいない時には、正会員の中から委嘱する。
3. 選挙管理委員は、選挙の実施が確定した時点で、選挙権を有する社員に、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき理事候補者数、および投票方法を告知することとする。

(選挙方法)

第 10 条 具体的な選挙方法は次のとおりとする。

1. 選挙管理委員は、選挙権を有する社員に、選挙が必要となった診療領域のすべての候補者が記載された投票用紙を予め定められた日時までにメールで送付するよう、事務局に指示する。
2. 選挙権を有する社員は、あらかじめ定められた日時までに、投票用紙に記入の上、事務局までメールまたは郵送にて送付する。
3. 事務局は、投票結果を集計し、選挙管理委員へ報告する。
4. 選挙管理委員は、集計結果に疑義がある場合は、事務局に投票用紙の原本の提出を求められることができる。
5. 投票方法の詳細は、選挙管理委員が決定する。

(細則の改廃)

第 11 条 本細則の改正・廃止は、理事会、社員総会の承認を受けなければならない。

附則

1. 第 4 条第 1 項について、当法人設立前は、設立時社員各 1 名より推薦され、立候補すること。また、設立時社員まで届け出ることとする。
2. 本細則に記載している理事、監事、社員は、当法人設立前は、それぞれ設立時理事、設立時監事、設立時社員のことを指す。
3. この細則は、2019 年 10 月 1 日より施行する。